

西宮市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱

制 定 平成 13 年 4 月 10 日

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、西宮市契約規則（昭和 39 年西宮市規則第 26 号。以下「規則」という。）

第 41 条の規定に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に定めるもののほか、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）、業務委託（以下「委託」という。）の入札及び契約に係る情報の公表に関して必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第 2 条 公表する情報は、別表のとおりとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事又は委託であって市の行為を秘密にする必要があるもの、又は公表することにより、入札又は契約に関する事務の公平かつ公正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるものは、この限りでない。

(公表の方法)

第 3 条 公表は、財務局財務総括室契約管理課に設けた閲覧所又は市ホームページにおいて公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

2 前項の閲覧所における閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（ただし、西宮市の休日を定める条例（平成 2 年西宮市条例第 22 号）に規定する市の休日を除く。）とする。

(補足)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、入札及び契約に係る情報の公表に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 10 日より施行する。
- 2 西宮市建設工事等にかかる指名業者等の公表に関する事務取扱要領（平成 10 年 11 月 1 日）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。

付 則（平成 27 年 3 月 24 日決裁）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。

付 則（令和 2 年 4 月 1 日決裁）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より実施する。

別表（第2条関係）

項目		区分	対象	公表事項	公表時期	閲覧期間
1	発注の見直し	工事	予定価格 250 万円超と見込まれるもの	名称、場所、期間、種別、概要、入札及び契約の方法、入札時期(随意契約の場合は契約締結時期)	4月 10 月	当該年度末日
		委託	予定価格 250 万円超と見込まれる工事に係る調査・設計	※10 月の公表は、10 月1日時点での当該年度の発注見直しとする。		
2	指名競争入札参加資格者名簿	—	—	業者名、代表者職氏名、所在地、格付等級、登録業種等	—	名簿の有効期間
3	工事請負指名競争入札における業者格付基準	工事	—	格付の方法、発注標準金額 等	—	—
4	工事請負指名競争入札における業者指名基準	工事	—	指名業者の要件、指名の方法 等	—	—
5	西宮市指名停止基準	—	—	措置要件、指名停止期間の特例 等	—	—
6	指名停止措置状況 ※1	—	—	業者名、本社所在地、指名停止理由、指名停止期間 等	措置確定後遅滞なく	当該年度翌々年度末日
7	西宮市共同企業体取扱要領	工事	—	対象工事、構成員の組合せ 等	—	—
8	一般競争入札に関する事項	工事	予定価格 250 万円超	一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格(総合評価競争入札の場合は落札者決定基準を含む。)	公告後遅滞なく	※2
				入札に参加した業者名、入札に参加させなかった業者名及びその理由	入札日の翌日以降遅滞なく	※2
9	指名競争入札に関する事項	工事	予定価格 250 万円超	指名した業者名、指名理由	入札日の翌日以降遅滞なく	※2
10	入札結果	工事	予定価格 250 万円超	工事名称、入札日、入札者、入札金額、落札者、落札金額、予定価格、最低制限価格又は調査基準価格・失格基準価格、 <u>技術評価点、評価値</u> ※3 等	入札日(総合評価競争入札は落札者決定日)の翌日以降遅滞なく	※2
		委託	予定価格 1000 万円以上	件名、入札日、入札者、入札金額、落札者、落札金額 等	入札日の翌日以降遅滞なく	※2
11	西宮市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要領	工事	—	対象となる契約、調査基準価格の算定方法、低入札価格調査の実施 等	—	—
12	低入札価格調査の実施概要(落札者のみ)	工事	—	工事名称、調査対象者名、調査内容、理由 等	契約締結後遅滞なく	※2
13	契約内容	工事	予定価格 250 万円超	契約日、工事名称、契約者名、入札方法、随意契約理由、契約金額、予定価格、最低制限価格又は調査基準価格、工期 等	契約締結の翌月	※2
14	変更契約内容	工事	予定価格 250 万円超	工事名称・場所・内容、契約者名・住所、変更前契約金額、変更後契約金額、工期、変更理由 等	契約締結の翌月	※2

別表（第2条関係）

項目	区分	対象	公表事項	公表時期	閲覧期間
15	工事	予定価格 250 万円超	建設工事に係る予定価格の積算内訳公表要領(平成 23 年)の規定による。		
16	—	—	所掌事務、運営、再苦情処理 等	—	—
17	—	—	西宮市入札監視委員会運営要綱(平成 25 年)の規定による。		
18	—	—	苦情処理手続の対象、苦情申立ての範囲、再苦情の申立て	—	—
19	—	—	西宮市入札及び契約の過程等に係る苦情処理要領(平成 26 年)の規定による。		

※1 西宮市指名停止基準別表第2の8（2）の措置要件に該当した場合を除く。

※2 公表した日（ただし、契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の属する年度の翌年度末

※3 総合評価競争入札の場合